

るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行う。

- (4) 採卵鶏素びなの生産出荷については、その動向の的確な把握に努め、需要に応じた合理的・計画的な生産出荷を推進する。

4 輸入増加等に対応した生産・流通構造改革

輸入増加により、国際競争力の確保が求められる野菜等について生産・流通の両面から、産地の実情に応じた構造改革を重点的に支援する。

(1) 各産地における取組方向に応じた集中的構造改革の実施

ア 野菜の構造改革対策

近年、野菜の消費量が減少する一方で、安価な輸入野菜の増加により、野菜価格は低落している。こうした中で、野菜の自給率は低下し、野菜農家の減少・高齢化が進行している。

今後の野菜政策の課題は、輸入増加等の現状を踏まえ、従来の施策を抜本的に見直し、国際競争力のある体質の強い国内生産・流通体制を早急に確立するため構造改革を進め、食料の安定供給等の観点から、将来にわたって国内の野菜生産供給体制を早急に構築することである。このため、平成13年8月に「野菜の構造改革対策」をとりまとめ、平成13年度補正予算で前倒しして実施しているところであるが、引き続き対策に沿って以下の施策を実施する。

- (7) 輸入の急増によりセーフガードを暫定発動したねぎやトマト、ピーマン等の監視品目を主対象としつつも、それ以外の野菜も含めて国際競争力のある国内産地の育成を図るため、平成13年8月に以下の3つの戦略モデルを示したところである。
- ① 例えばねぎの場合、輸入品（中国産）の約2倍になっている国産品の小売価格（198円）を、消費者が国産品を選好するとしている輸入品の3割高（130円）程度まで低減するため、生産・流通コストの3割削減を目指す低コスト化タイプ、
 - ② 実需者ニーズに応えつつ、安定した経営を確保するため、定時、定量、定価、定質による契約取引を継続して行うことを目指し、低価格での供給に力点をおく場合は、生産・流通コストの3割以上の削減を目標とする契約取引推進タイプ、
 - ③ 立地条件により大幅なコスト削減が難しい産地や都市近郊産地等において、地域特産品種、有機野菜等消費者ニーズに対応した高付加価値化であって、コストは現状またはそれ以下を目標とする高付加価値化タイプ
- (4) これを参考として、13年度より、各産地において、産地自らが地域の特性や状況に応じて産地改革計画の作成に着手しており、3年から4年間程度で計画を実行する。
- (9) 取組方向を明確化した産地に対して、引き続き集中的な支援をする。

イ いぐさ・曇表の構造改革対策

いぐさ・曇表については、安価な輸入品の急増により、曇表の国内産価格は低迷しており、農家経営や地域経済に大きな影響を与えている。

今後、輸入品との競争に勝ち残っていくためには、国内産地自らが、生産から流通・消費にわたる各種取組を行うことにより、構造改革を実施することが必要である。

このため、平成13年8月にとりまとめた「いぐさ・曇表の構造改革対策」に基づき、高品質曇表の生産に重点を移し、輸入品と徹底した差別化を図ることを基本に国際競争力のあるいぐさ産地の育成を図る。

(2) 野菜、果実等の流通の高度化・効率化推進

ア 国際競争力のある生産・流通体制を確立するため、以下のような施策を講じる。

(7) 革新的技術等による生産コストの削減等

- ① おぎ調製ロボットや重量野菜を中心とした機械化一貫体系の導入により大幅な省力化を図る。
- ② 出荷労働の軽減を図るため、ばら出荷や通いコンテナ等を普及する。
- ③ 低コスト耐侯性ハウスの導入を図るとともに、併せて、かん水、施肥等の自動化装置等を導入し、省力化によるコストダウンを実現する。
- ④ 消費者の健康・本物志向に対応した有機野菜等高付加価値化への取組を支援するため、減農薬・減化学肥料栽培や地域特産品種の導入、インターネットを通じた品質情報等の消費者への提供等を行う。
- ⑤ 機械化が遅れている作業に係る機械の開発、省力化や高品質化のための品種育成や栽培技術の開発を推進する。
- ⑥ このほか、農業資材の新製品の導入、品質向上のための種子導入等、生産・流通体制の改革につながる活動への助成により、構造改革を加速する。

(4) 野菜の生産基盤整備

国際競争に耐えうる野菜生産体制の確立のため、生産対策と連携しつつ、平成16年度までの期間に、産地強化を図る弾力的な基盤整備と高性能機械等の導入を一体的かつ緊急的に実施する。

(9) 多元的で効率的な流通システムの実現

野菜の小売価格の7割は流通コストであり、国際競争力のある国産野菜の供給のためには市場を経由する多段階流通システムを改革し、多元的で効率的なシステムを実現するため以下の施策を講じる。

① 実需者のニーズに適合した契約取引の推進

我が国の野菜需要の55%を占めている業務用需要に対して、現在国内産地がこれに十分対応できていないこともあり実需者は輸入への依存を強めている。このような状況を踏まえ、実需者の求める定時、定量、定価、定質での供給に応える契約取引を推進するため、以下の施策を講じる。

- a 野菜価格安定制度の改正をし、農協や大規模生産者と加工、外食、量販店等の実需者との契約取引の際に、定量契約において作柄変動による減収の際に契約取引を確保する経費の補てんをする等を内容とする「契約野菜安定供給事業」を創設する。
- b 生産者と実需者との直接話し合う場の提供、仲介を行うコーディネーターの育成等に

より、産地・実需者間のネットワークを全国的かつ広範に創出し、実需者への周年安定供給を図るための産地間の連携によるリレー出荷体制を整備し、消費地における物流拠点の整備等を支援する。

② 通い容器、IT等を活用した効率的な流通システムの確立

消費者への産地直送、IT（情報通信技術）を活用した新たな取引関係の構築等多元的で効率的な流通システムを実現するために以下の取り組みを実施する。

- a 生産・流通関係者による生鮮EDI（電子データ交換）標準を活用した具体的な低コスト流通モデルの開発・実証プロジェクトを推進する。
- b 通いコンテナの普及のネックとなっている回収システムを開発・確立するとともに、ばら流通・ばら販売を促進させる。
- c 産地規格簡素化に関するガイドラインを普及し、生産者団体による規格の簡素化・共同化を推進する。
- d 野菜・果樹等の生鮮農産物について、ITを積極的に活用した産地サイドと消費サイドの情報交流、商取引の環境整備を行い、消費者ニーズに対応した生産・供給とともに流通コストの低減を推進する。

③ 情報提供

これまで各種団体や企業に分散していた野菜に関するあらゆる情報を一元的に収集・整理、データベース化することにより、生産者、消費者、実需者等が必要なデータをリアルタイムで入手できるシステムを構築する。

イ 構造改革の一環としての野菜の消費構造改革に向けた取組等の推進

野菜の摂取不足による健康への悪影響に対する理解を深めることを通じ、野菜消費量の増加、野菜摂取の習慣化等を図るため、全国的な啓発運動の推進、教育の場等を通じた栽培・収穫・消費体験等への取組の支援、小売店頭での消費者の適切な商品選択に資する情報の提供等を行う。また、従来の施策を見直し、官民が一体となった推進体制を構築し、若年層を主対象にした健康・教育の観点からの訴えかけを強力に展開する。

(3) 野菜価格安定制度の見直し

近年における野菜の輸入増加等を踏まえ、国際競争にも対応することのできる国内生産・流通体制を確立するとの観点に立つて、野菜の構造改革を推進している所であるが、その一環として、野菜価格安定制度について拡充を図ることとし、次のような見直しを行うこととしている。

ア 加工・外食用等の契約取引の推進

先述したとおり、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減し、契約取引を推進するため、作柄変動による減収の際に契約数量を確保するための補てんを行う等を内容とする「契約野菜安定供給事業」を創設する。

イ 指定野菜事業・特定野菜事業の拡充

生産者にとってセーフティネットとしての機能を果たす本制度のカバー率を向上させるため、本制度の対象である指定野菜・特定野菜についての様々な要件を緩和することにより、より多くの野菜産地・生産者が制度に加入することができるようにする。

ウ 需給調整機能の強化

主な野菜の需給の安定を図るため、野菜について国が需給ガイドラインを作成・公表し、生産者・生産者団体が適切な需給見直しに基づいて計画的な生産出荷をすることができるようにする。

(4) 生産努力目標達成に向けた農業生産の総合的振興、生産と消費の連携の強化

ア 耕種と畜産との連携等の強化による農業生産の総合的な振興

「食料・農業・農村基本計画」に示された国内生産の展開方向に即して、耕種部門と畜産部門の連携強化等により、作物ごとの生産努力目標の達成のための生産・流通に係る諸課題の解決、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要対策を総合的に実施する。

(7) 作物ごとの生産努力目標の達成に向けた総合的な生産対策の実施

土地利用型作物、果樹、野菜等の各作物ごとの生産努力目標の達成に向け、生産・流通等に係る諸課題の解決に必要な対策を総合的に実施する。

① 高度な産地体制の構築の推進

担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な産地体制を構築するため、合理的な作付体系の導入、共同利用施設を核とした担い手への農地・作業の集積、機械化一貫体系の普及・定着等を推進する。

② 消費者・需要者との連携の促進

生産者と消費者・需要者等との連携体制の構築や、特色ある産品の開発・生産等を推進するため、消費者・需要者ニーズの把握、産地ブランド化等に向けた特別の品種の導入や栽培方法の統一、地場産の農産物を活用した新製品の開発、実証等を推進する。

③ 新品種・新技術の導入の推進

生産の向上等に大きく寄与し、技術革新の鍵となる技術・品種の実証による早急な普及・定着を図るとともに、地域段階における自主的な技術及び品種開発を促進するため、品質の安定化のための新技術や加工適性の優れた新品種の普及等を推進する。

(4) 畜産振興のための総合的な施策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施する。

① ゆとりある生産性の高い畜産経営の育成・確保

基本計画及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、日本型畜産経営継承システムの構築を推進するとともに、肉専用種繁殖基盤の拡大、リース方式

による生産技術高度化機械の導入促進、地域畜産支援組織の効率化、生産技術高度化のための施設の整備等を支援する。また、協業による法人設立と経営安定に向けた指導及び施設整備等により地域の核となる法人経営体の育成を一層推進するとともに、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする方式を創設し、新規就農を支援する。さらに、消費者の畜産に対する理解を深めてもらうため、学童等を対象とした家畜とのふれあいや搾乳作業体験等の取組を推進する。

② 自給飼料の増産

「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備、飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行うとともに、近年、遺伝子組換え体の混入のないとうもろこし生産の拡大を求める声が高まっていることを踏まえ、単収の向上効果が高く、かつ遺伝子組換え体の混入のない国内育成品種による青刈りとうもろこし等の普及対策、及び中山間地域の飼料作付面積拡大のための未利用地の畜産的土地活用対策を強化する。

③ 家畜改良増殖の促進及び畜産物等の安全性の確保

「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、新たに肉用牛における増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群の整備・改良及び分割卵技術を用いた検定方式の導入、豚における遺伝的能力評価の実施における効率的な改良・選抜・利用を推進する。さらに、搾乳ロボットや家畜個体識別システム、受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進するとともに、新たにDNAマーカーの育種への活用手法の検証や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、これらを利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し地域の個性ある活性化を図る。

安全衛生対策については、口蹄疫等海外悪性伝染病の病性鑑定を迅速・的確に実施するための体制を整備する。また、飼料の安全性の確保の一層の充実を図るため、未承認の遺伝子組換え飼料の混入や肉骨粉等の牛用飼料への混入の防止体制を強化するための監視体制、情報収集体制等の整備を推進する。

④ 畜産物の流通対策

乳業の再編・合理化を推進するとともに、乳業施設・基幹的食肉センター等における衛生管理体制の徹底を図る。

(9) 耕種と畜産との連携等の強化

地域の資源を最大限に活用した国内農業生産の維持・増大を図っていくため、耕種と畜産との連携を一層強化し、有機性資源の循環利用、合理的な土地利用、労働力の活用、地域の創意と工夫による生産体制の構築等に必要な対策を総合的に実施する。

① 家畜排せつ物等有機性資源のリサイクルの推進

環境と調和のとれた農業生産の確立を図るため、耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策を新たに一本化し、家畜排せつ物、作物残さ、稲わら等の有機性資源のリサイクルと土壌・作物条件に応じたたい肥の利用、緑肥作物の導入等による土づくりの一層の推進、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

② 消費者・食品産業と連携した生ゴミ等のリサイクルの推進

農業者と消費者、食品産業とが連携強化し、食品残さ、生ゴミ等のリサイクルシステムの確立を図るため、都市及びその周辺から発生する生ゴミ等のコンポスト化、食品残さの飼料化、食品廃棄物の効率的な収集処理・高度利用等を推進する。

③ 耕種作物を活用した粗飼料生産の推進

水田における飼料作物や稲発酵粗飼料の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進することとし、耕種農家と畜産農家の利用供給契約の締結を円滑に推進するための推進員の配置や、生産ほ場残さや水田における飼料作物の収穫・調製等の生産体系の整備、稲わらの収集・利用体制の整備等を推進する。

④ 総合コントラクターの育成による担い手支援の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働ピークの調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに機械の有効利用を図るため、稲発酵粗飼料用の稲生産、稲わらの供給、たい肥の農地還元等の農作業の外部化等を推進するための耕種部門と畜産部門の多角的農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成を推進する。

⑤ 地域提案に基づいた品目の自由な組合せによる独自の生産体制の構築

多様化する消費者や実需者のニーズに柔軟に対応できるよう、自然、地形等の地域の立地条件や、人材、耕種、畜産、食品産業等の地域資源等の地域の持つ力を最大限に発揮した独自の生産体制を構築するため、地域提案に基づき、農産物のみならず畜産物をも含めた品目の自由な組合せ等による消費者・実需者ニーズ対応型の生産体制の構築を支援する。

イ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組

農業の持続的な発展とそれを通じた食料の安定供給の確保を着実に推進するため需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講ずることにより、安定した水田農業経営の確立を図る。

(7) 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

① 水田農業振興計画において定めた水田における米、麦、大豆、飼料作物等の各作物の作付面積とその団地化、担い手への土地利用の集積、水田の高度利用、生産技術等に関する目標の達成に向け、地域の生産者、市町村、生産者団体等の関係者が一体となった取組を推進する。また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」及び地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活用を図る「とも補償」等からなる「水田農業経営確立対策」を実施する。

② 水田農業の確立を図るため、品質や栽培特性に優れた品種の開発及び高位安定生産のための栽培技術の開発を促進する。

(4) 地域における水田農業の振興

米の計画的生産を確実に実行するとともに、麦、大豆等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満たした水田農業振興計画を策定している地域に対して、基盤整備、技術経営指導等を重点的に実施する。

① 水田汎用化のための基盤整備と一体的に、麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けて土地利用集積等を推進する事業を実施する。

- ② 地域農業改良普及センター段階による地域ごとの栽培技術・経営指導マニュアルの作成及びこれに基づく実証指導等を推進する。

ウ 種子・種苗対策の推進

- (7) UPOV（植物新品種保護国際同盟）条約の発効に伴う品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の見直し、UPOV加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図り、種苗産業の活性化を通じて国内農業生産力を維持・強化する。
- ① UPOVの一般審査基準の改定にあわせ、我が国の一般審査基準及び特に重要度の高い作物の審査基準について国際基準への統一を推進する。
- ② 従来の審査基準では判定できない特性を有する新品種の出願に対応するため、これら特性を判定するための審査基準の見直しを行う。
- ③ UPOVの審査基準に、アジア地域の栽培植物の実態を反映させるため、UPOV技術作業部会を我が国で開催する。
- ④ アジア諸国における植物品種保護制度の確立・運用を支援するため、UPOVが行うコンサルティング活動等当該制度の普及確立・運用支援活動に対し拠出を行う。
- (4) 品種登録制度の円滑かつ効率的な推進を図るため、出願手続き等の業務処理の電子化、自動化等により品種登録事務処理体制の充実を図る。
- (9) 良質、多収、耐病虫害性に優れ、かつ低コストの優良種苗の安定的供給及び適正な流通を推進するため、バイオテクノロジー等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産から流通に至る各行程における業際的な技術開発を行う。
- (エ) 農産物流通の国際化に対応するため、海外野菜種子流通・作付調査及び遺伝子組換え種子に関する海外生産・流通状況調査を行う。
- (オ) 主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子生産団地において種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進する。
- (カ) 飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及を促進する。
- (キ) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行う等により、その普及を図る。

(5) 品目ごとの取組

ア 米

生産性の高い営農の展開と国産米の安定供給体制の強化

- (7) 同一ほ場で栽培され、共通の農業機械・施設が利用されることの多い稲・麦・大豆を一体として捉え、担い手を中心とした効率的な生産体制の構築と合理的な作付体系の導入・定着を図るとともに、低コスト化・省力化に資する水稻直播栽培技術等の実証・普及を積極的に推進する。

- (4) 生産基盤の整備が進んだモデル的な地域において、複数産地の連携等による広域的な出荷体制の構築を図るとともに、中山間地域等においては、立地条件を生かした特色ある生産や産地加工の導入等を通じ付加価値の高い稲作を推進することにより、多様化する実需者・消費者ニーズに対応し得る安定的な供給体制の強化を図る。

また、農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図るとともに、都道府県の農業経営の展望に即した効率的な技術体系、機械化体系を実経営規模で実証する「先導的営農地区」の育成を促進する。

イ 麦

麦については、生産努力目標の達成を図るため、品質向上に向けた取組の推進により実需者のニーズに対応した良品質な麦を安定的に供給することを基本として、担い手の育成及び経営規模の拡大や生産流通条件の整備等を通じ、生産性の向上に向けた取組を推進する。

- (7) 実需者のニーズに対応した品質の向上

実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとに設定している品質向上等の目標の達成に向け、農協等による産地ごとの品質向上栽培マニュアルの作成、農家毎の品質分析、さらには分析結果に基づく栽培技術の改善等、高度な品質管理システムの構築に向けた取組等を全国の産地において推進する。

- (4) 実需者のニーズに対応した高品質品種の育成・普及

- ① 「麦類良質品種実用化・普及促進協議会」において品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、実需者等のニーズを踏まえた早生・高品質な品種を開発しているところであるが、日本用高能力品種やパン用、中華用等特定用途向け品種の育成等を行う「食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立に関する総合研究」を推進する。
- ② 試験研究機関、普及組織、行政、生産者、実需者等が一体となって、品種の特性を十分に発揮し得る栽培技術の確立を図りつつ、新品種の普及を強力に推進するとともに、実需者等による実用規模での製粉・加工適性等の評価や製品の試食会等を通じた消費者等の評価を実施する。

- (9) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化するとともに、その達成に向け、農地流動化部局との連携の下、担い手への農地・作業の集積のあっせん・調整、規模拡大に対応した営農技術体系の確立等農協等による担い手の育成や規模拡大に向けた取組を支援する。
- ② 大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進する。

- (エ) 合理的な作付体系の確立等による麦生産の定着・拡大

収穫期の雨害の回避や、作期競合の軽減による合理的な作付体系の確立に資するため、現地試験ほ等の設置により、作期前進化体系、不耕起播種等の作期競回避技術等新技術の実用化・普及を促進する。

- (オ) 需要に即した良品質麦の生産の推進

- ① 需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとして麦対策のあり方について検討する。また、生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」について、銘柄区分等のあり方について検討するとともに、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を行う。
- ② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図る。

(h) 麦の需要拡大

国産麦の需要の拡大を図るため、「地産地消」の視点に立って、消費者・実需者との連携による地場産麦を利用した加工品の開発・利用促進のための活動や総合的学習との連携・協力の下での体験ほ場の設置等を通じた地場産麦に対する消費者等の意識啓発等、地場産麦の需要拡大に向けた取組を図る。

ウ 大豆

実需者のニーズを踏まえて、品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も希望してこれを求める状況を創出し、国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進する。

(7) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 集落の話し合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図る。
- ② 土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図る。
- ③ 麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播種同時作業や効率の収穫作業など作期競合回避技術の確立を図る。
- ④ 広域集荷や共同選別等の推進による出荷ロットの大型化・均質化を図る。
- ⑤ 農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図る。
- ⑥ 産地における品質分析結果に基づいた栽培技術指導の徹底を図る。

(i) 実需者との連携強化等

- ① 生産者及び実需者で構成する「国産大豆協議会」における情報交換の緊密化を図るとともに、生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、系統等の産地情報発信体制の整備等を推進する。
- ② 生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の一層の透明化・適正化について適切な運用を図るとともに、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を推進する。

(h) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

- ① 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度の透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用・関連対策の見直し等を図る。
- ② 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下

額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」につき、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。

- ③ 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図る。
- ④ 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図る。

(e) 安定生産技術の確立・普及

大豆の作柄の変動が大きく生産の定着を阻害する要因ともなっていることを踏まえ、地域の土地条件や気象災害等に対応した排水技術・安定栽培体系等安定生産技術の確立・普及を図る。

(f) 実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品質大豆の安定生産のための技術の開発

- ① 「食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立に関する総合研究」を実施し、各種の病害虫や冷害等への耐性や機械化適性を備えた地域別良品質品種の開発を推進する。
- ② 試験研究を行う独立行政法人、実需者、生産者団体、行政等が一体となり、新品種の品質評価を実施する体制を構築し、新品種候補の品質評価を実施する。

(h) 大豆の需要拡大

- ① 国産大豆協議会等を通じて、消費者に対し、大豆の機能の普及・啓発を図るとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく加工食品の品質表示基準の普及・啓発を図ることにより国産使用表示ルールの定着を進める。
- ② 「地産地消」の視点に立って、学校給食等への導入、農協等による地場加工への取組を推進するとともに、「総合的学習の時間」との連携・協力の下で栽培体験ほ場の設置、加工体験教室の開催等を図る。
- ③ 食品産業と農業の継続的な直接取引を促進するとともに、大豆たんぱくの利用等伝統食品分野以外における新規需要の開拓や、おから等の副産物の有効利用を図る。

エ 果樹

平成12年に策定された「果樹農業振興基本方針」に即し、需要に見合った国内生産の確保と需給安定を図るため、以下の施策を推進する。

(7) 国産果実の需要の維持・増大

「食生活指針」「健康日本21」を踏まえ、果実のある食生活を定着させるために、科学的知見に基づく果実の健康機能性等の正しい情報を提供し果実の消費拡大に結びつけていく全国統一的な運動「毎日くだもの200g運動」の更なる拡大を図る。また、児童・生徒の食生活の一環である学校給食への果実等の導入の促進を行う。

(i) 需要動向に即した国内生産の維持・確立

果実及び果実製品の需給の安定を図るため、果実の計画的な生産・出荷等を推進する。特に、うんしゅうみかん及びびりんごについては、需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動した場合に、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を実施する。

(ウ) 果樹農業の産地体制の再編・強化

- ① 樹園地の特性に応じ、既存の樹体をできるだけ残した園内作業道の整備等園地の効率的な再編・整備を公共・非公共一体となって実施するとともに、機械化体系の導入、省力化栽培、優良品種・品目への転換等を推進する。
- ② 地域の自然条件を活かした品種の導入を図るなど多様な果実の生産・流通を促進するほか、都市・地域住民等との連携促進等による総合的な果樹産地の活性化を引き続き推進するとともに、省力化・軽労化技術を早急に確立するための新技術の組立・実証を推進する。
- ③ 国産果実の品質面での優位性を発揮した品質本位の生産流通体制の確立を図るため、精度等を非破壊で判別できる光センサー選果機の導入を推進するとともに、果実の内部品質等の情報の消費者・生産者への提供・活用を推進する。
- ④ 国産果実について、内部品質や生産履歴等の商品情報を産地サイドから消費サイドに伝える一方、消費サイドの情報を積極的にフィードバック活用し、国内各産地が連携して戦略的な生産供給体制を確立するため、ITを積極的に活用した情報交流、商取引の環境整備等を行い、多様な流通システムを創出することにより、消費者ニーズに対応した生産・供給とともに流通コストの低減を推進する。

オ 甘しょ・馬鈴しょ

消費者・実需者ニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築し、国産甘しょ・馬鈴しょ生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進する。

(イ) 甘しょ

- ① 需要の拡大に向けた取組を促進するため、シンポジウムやイベント等の開催を通じて、新しい品種や加工食品、甘しょの栄養性・機能性等の普及・啓発を進めるとともに、産地協議会の開催を通じて、実需者の意向を的確に把握し、これを踏まえた栽培技術の改善等の取組を推進する。
- ② 低コスト化・省力化を図るため、土地利用の集積等による担い手の規模拡大を進めるとともに、挿苗機・高性能収穫機械等の導入による機械化一貫体系の確立を推進する。
- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の育成・開発を進めるとともに、実需者と生産者との連携を図りつつ、生産・加工の実証・評価を行い、産地単位での普及・定着を推進する。

(ロ) 馬鈴しょ

- ① 需要の拡大に向けた取組を促進するため、シンポジウムやイベント等の開催を通じて、新しい品種や加工食品、馬鈴しょの栄養性等の普及・啓発を進めるとともに、産地協議会の開催を通じて、実需者の意向を的確に把握し、これらを踏まえた栽培技術の改善、契約栽培の促進等の取組を推進する。
- ② 低コスト化・省力化を図るため、担い手の一層の規模拡大、高性能機械の導入、省力栽培技術の普及・定着を進めるとともに、加工食品用を中心としてロットの確保や安定供給のための広域的な出荷・処理加工体制の整備を推進する。
- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の育成・開発に努めるとともに、実需者と生産者の連携を図りつつ、生産・加

工の実証・評価を行い、加工適性品種の産地単位での普及・定着を推進する。

- ④ 病害虫防除の徹底を図るため、導入品種や地域における病害虫の発生状況等を踏まえ、実証ほの設置等を通じて対応技術の普及・励行を推進する。
- ⑤ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

カ 甘味資源作物

甘味資源作物については、「甘味資源特別措置法」に基づく生産振興地域を対象として、省力・低コスト化、生産性及び品質の向上、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、客観的なルールに基づく価格対策を講じるとともに、次の諸対策を実施する。

(イ) てん菜

省力・低コスト化を可能とする直播栽培技術の確立や高性能農業機械の導入を進めるとともに、高品質安定生産体制を整備するため、①高糖・多収性品種の育成・普及、②土層改良、暗きょ排水等の湿害対策や機械の作業効率改善のための土地基盤整備、③共同利用施設や高性能農業機械の整備等による共同作業体制の整備等を実施する。

(ロ) さとうきび

- ① 省力・低コスト生産体制を整備するため、機械化一貫体系の確立に向けたハーベスター等の高性能農業機械や集中脱葉施設等の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積や農作業受委託の推進に努める。
- ② 高品質で安定的な生産を可能とするため、優良種苗の生産・普及の加速化・効率化に寄与する新種苗増殖技術による低コスト種苗生産の実用化を図るほか、高糖・多収性品種の育成・普及、畑地かんがい施設等の土地基盤整備に向けた取組を推進する。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

キ 畜産物

基本計画の実現に向け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に即して施策を的確に実施する。

(イ) 牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施する。

- ① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成等に充てるための交付金を農畜産業振興事業団に対して交付する。
- ② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施する。

(ロ) 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする「畜産振興総合対策事業」を実施する。

- ① 地域一貫生産体制の確立、酪農・耕種地域における肉専用種繁殖部門の導入、畜産経営

自らによる消費者ニーズに対応した畜産物の加工等の着実な推進と併せ、協業による法人の設立から経営安定に向けた指導の強化及び施設の整備等を推進するとともに、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする事業を推進する。

- ② 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等既存の支援組織の統合により効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置等に対する体制整備、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導等を地域一体となって推進するとともに、消費者の畜産に対する理解を深めるため、教育ファームの実施体制の構築、搾乳作業等の体験学習施設等の整備を推進する。
- ③ ゆとりある生産性の高い畜産経営を実現するため、飼養管理等生産技術の高度化のためのコンピューター制御機械等のリース方式による導入を促進する。
- (9) 学校給食用牛乳の供給を推進するとともに、飲用牛乳等の表示について消費者にとってよりわかりやすいものとするため、商品名での「牛乳」の文言の生乳100%の種類別牛乳及び特別牛乳への限定、飲用牛乳等への生乳の使用割合の表示等、業界団体による表示の見直しの普及、定着を推進する。
- (エ) 独立行政法人家畜改良センターに対して、受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖を推進するとともに、畜産新技術の実用化・研修、海外畜産技術協力の推進、飼料作物優良品種種子の安定供給、家畜改良増殖法に基づく種畜検査等を行うため、運営交付金を交付する。
- (ウ) 「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、新たに肉用牛における増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群の整備・改良及び分割卵技術を用いた検定方式の導入、豚における遺伝的能力評価の実施における効率的な改良・選抜・利用を推進する。さらに、搾乳ロボットや家畜個体識別システム、受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進するとともに、新たにDNAマーカーの育種への活用手法の検証や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、これらを利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し地域の個性ある活性化を図る。

ク 茶

需要の動向に応じつつ、計画的生産の推進、品種構成の適性化の推進、基盤整備の推進及び立地条件に即した機械化体系の導入による低コスト化の推進、高性能製茶機械や新技術の導入による高品質安定生産体制の整備や環境負荷軽減対策の推進を図りつつ、現在の作付面積の維持を図る。

ケ 花き

需要と供給が順調に増加してきた花きについて、近年の伸びの鈍化傾向、業務用から生活用への需要のシフト、輸入量の増加等の状況を踏まえ、平成12年に策定された「花き産業振興方針」に即した施策を推進する。

- (7) 多様で個性豊かな花きの開発の推進

産地独自品種の育成や種苗生産のための共同育苗施設の整備等により、地域の特性を活かした花きの開発・普及を推進する。

- (4) 生産・流通の合理化の推進
 - ① 作業のシステム化・自動化を可能とする施設・機械の導入、集出荷施設の整備、台車流通の推進等により、低コスト、周年供給を推進する。
 - ② バケット低温流通を前提とした大量生産技術や鮮度保持技術、生産流通履歴情報の付加等により、鮮度・日持ち性に優れた生産流通システムの確立を推進する。
 - ③ ITを積極的に活用した産地サイドと消費サイドの情報交流、商取引の環境整備を行い、消費者ニーズに対応した生産・供給とともに流通コストの低減を推進する。
- (9) 生活に密着した花きの需要拡大
潤いと安らぎのある生活の実現のため、花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動等を行うとともに、我が国の園芸技術や花きの文化等の紹介や先進技術の積極的な導入による国際化に対応した花き産業の振興と、花き文化の振興を推進するため、国際園芸博覧会へ政府出展を行う。

コ 飼料作物

生産コストの低減と経営の安定化、家畜排せつ物の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応を図るためには飼料作物の生産が重要であるが、近年飼料作物作付面積が横ばい傾向にあること等から飼料作物生産量は伸び悩んでいる。このため、飼料作物作付面積の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進する等の以下の施策を実施する。

- (7) 「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動の展開を図るとともに、既耕地等の活用による自給飼料基盤の強化、中山間地域の耕作放棄地等の放牧を主体とした畜産の土地活用、水田における稲発酵粗飼料等の作付拡大、輸入稲わらから国産稲わらへの転換等を推進し、飼料増産のための総合的な条件整備を実施するとともに、単収の向上効果が高く遺伝子組換え体の混入のない国内育成品種の青刈りとうもろこし等の普及、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援する。
- (4) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、気候の条件が不利な地域を含めた生産基盤の団地化を図るとともに、不作付け水田等の草地転換の推進、担い手への草地利用の集積を図りつつ、草地等の生産基盤の整備を実施する。

サ その他地域特産物等

こんにやく、そば、蒟蒥をはじめとする地域特産物や雑豆等については、省力・低コスト化による高生産性産地の育成や、加工技術の高度化等による付加価値の向上、実需者との連携強化、計画的生産出荷体制の整備、特産ブランド化の推進等を通じて、需要に応じた安定的な生産や輸入品との差別化を図る。さらに、地域の条件を生かした地域特産産地の育成を図るため、必要な情報提供を行う体制を整備する。

5 世界の食料安全保障への貢献

国内農業の構造改革を通じた効率的な食料供給システムの構築と併せて、中長期的には世界の食料需給がひっ迫する懸念があること、特に、我が国と関係の深いアジア地域においては、人口増加や経済発展に伴い食料需給構造が今後大きく変化することが見込まれること等を踏まえ、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するよう開発途上国の自給達成に向けた国際協力を推進する。また、WTO農業交渉においては、日本提案に基づく戦略的交渉を推進する。

(1) 国際協力の推進に関する施策

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努める。

さらに、ODA（政府開発援助）については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要である。その一環として、WTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ効果的・効率的な活用を努める。

ア 食料・農業分野における技術・資金協力

- (ア) 現在我が国の主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討する中で、食料・農業分野の国際協力の在り方等についても十分検討する。
- (イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、JICA（国際協力事業団）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを柔軟に組み合わせて行う技術協力プロジェクトなど、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け及び技術指導を促進するほか、専門家の養成・確保を図る。
また、緑資源公団を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりに係る技術協力等に必要の海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施する。
- (ロ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力及び食糧増産援助を行うほか、食料不足の開発途上国に対し、二国間援助及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じ、食糧援助規約に基づく食糧援助（通称KR援助）をはじめとする食料援助を行う。
- (ハ) アジア地域は、我が国と地理的及び経済的に密接な関係にあること、また、世界の栄養不足人口の2/3程度が同地域に存在していることから、アジア地域の食料需給の安定に資するよう以下の事業等を行う。
 - ① アジア地域の食料安全保障政策の策定に資するため、アセアン諸国を中心に、アジア地域の栄養不足や主要農産物に係る情報収集・利用技術を確立するとともに、アセアン地域の情報ネットワークシステムを構築する。

- ② 東南アジア漁業開発センターが策定する、持続可能な漁業の振興のために取り組むべき東南アジア地域の政策目標の達成に向けた5カ年計画について、同計画実施上の問題点等の技術的検討を行う会合の開催等を支援する。

- ③ アジアモンスーン地域における水田かんがいの水利用メカニズム等を明らかにし、水田かんがい用水の多様な役割を国際社会に発信するとともに、水田かんがい用水の効率的な水利用の提言を行う。

- (オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、CGIAR（国際農業研究協議グループ）傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進する。

イ 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

近年の不安定な国際穀物需給状況の下で、既存の援助スキームでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に緊急支援用として政府保有米を備蓄するとともに、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行う。

(2) WTO農業交渉における日本提案に基づく戦略的交渉

平成13年11月に採択された第4回WTO閣僚会議の閣僚宣言において、「多様な農業の共存」を基本的目標とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡の是正等の追求を内容とする「WTO農業交渉日本提案」の内容を主張し得る交渉の枠組みが確保されたことを踏まえ、我が国の立場に近いEU・韓国等との連携を強化しつつ、関係府省とも十分連携を図り、各国へ積極的な働きかけを行う。

また、消費者等からの関心の高まりに対応し、農業交渉に関する情報を積極的に開示するなど、交渉プロセスの透明化を図り、国民的な理解の下での交渉を行う。

Ⅱ 循環型社会の構築に向けた農山漁村の新たな可能性の創出及び農村生活環境の整備

－美しい国づくりに向けた自然と共生する農山漁村環境の創造－

1 多くの国民の願望を実現する「むらづくり」

都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けて、「おいしい水」、「きれいな空気」、「美しい自然」、「都市と変わらない生活」、「都市の持つ魅力へのアクセス」（「人・もの・情報が循環する共通社会基盤」（プラットフォーム））を備えた新たなむらづくりを、広域での連携の下で、旧市町村程度のまとまりで推進する。

（１） 都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けた「人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）」づくり

農山漁村は、食料を安定的に供給するだけでなく、農業生産活動が行われることにより、国土・環境の保全、水源のかん養、国民へのやすらぎの提供等の多面的な機能を発揮している。

しかしながら、近年、農山漁村では過疎化・高齢化が進んでおり、また、生活環境整備の遅れや地域産業の経営の厳しさも相まって、その活力が低下しつつある。その一方で、都市においては、社会の成熟化に伴い、価値観が多様化してきている中で、ゆとりや安らぎを求め農山漁村にＵターン・Ｉターンを希望する住民が増加する等の新たな兆しが出てきている。

このような状況の中で、農山漁村の新たな可能性を切り拓いていくためには、都市と農山漁村が共生・対流する社会を実現することが重要である。このため、「人・もの・情報が循環する共通社会基盤」（プラットフォーム）の整備を図り、都市住民には「きれいな空気」、「美しい自然」を備えた「ふるさと」を提供する一方で、農山漁村の人々には「都市と変わらない社会基盤の下での生活や仕事」、「都市の持つ魅力へのアクセス」等を提供することを可能にする施策を推進する。

むらづくり維新の推進

「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、「地方の知恵が活力と豊かさを生み出す社会」を実現するため、市町村のイニシアティブの下、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、関係府省連携の下推進している農村振興基本計画の活用等を通じ、コア事業となる「むらづくり基盤整備事業」とソフト施策・関連事業を一体的に実施する。

ア 地域全体の振興計画

地域全体の振興計画は、以下のコンセプトに合致したものとする。

- (ア) 日常生活において住民の交流が行われている生活圏（旧市町村程度や小学校区程度の範囲）を基本とし、地域の実情に応じた集落の再編や広域的連携も視野に入れた地域全体の長期的な将来像が示されていること。
- (イ) 社会経済情勢を踏まえ、共通社会基盤（生活基盤、情報化施設、生産基盤等）の整備を

計画的・段階的に推進すること。

- (ウ) 市町村のイニシアティブの下、地域住民の参加を得て取りまとめられたむらづくりの具体的方向を集約したものであること。

イ むらづくり維新プロジェクト

(ア) むらづくり基盤整備事業（コア事業）

地域のニーズに応じて、田圃住宅・公園用地、コミュニティ施設、集落道、集落農園、情報基盤、地域資源利活用施設等の整備を選択的かつ総合的に実施するため、

「農村振興総合整備事業（むらづくり基盤型）」と「中山間地域総合整備事業（むらづくり基盤型）」については、ほ場整備等の農業生産基盤と農業集落排水施設、農村公園等の農村生活環境基盤を総合的に整備する。

「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」については、交流基盤、研修施設、自然エネルギー活用施設等を総合的に整備する。

「漁村コミュニティ基盤整備事業」については、生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を総合的に整備する。

(イ) ソフト施策

むらづくり維新を計画的かつ円滑に推進していくため、地域全体の振興計画の作成、住民運動、むらづくりのための人材育成、専門的アドバイザーの派遣等の施策を実施する。

(ウ) 関連事業

むらづくり基盤整備事業の実施に併せて、集落排水、農道・林道整備、生産団地整備、グリーン・ツーリズムの推進等の事業を一体的かつ総合的に実施する。

（２） 農業生産基盤の整備と一体的に推進する農村生活環境の整備

多くの国民の願望を実現する「むらづくり」を推進するためには、国土の均衡ある発展やナショナルミニマムの観点から、都市に比べて依然として遅れている社会資本の整備を進めることが急務となっている。このため、農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と一体的に推進することとする。

- (ア) 地域の特性に応じた農村の振興を図るため、複数市町村等を対象とした広範囲な地域において、関係府省との連携の下、地域住民の参画を得て作成した農村振興基本計画等に基づき、農村振興総合整備事業を推進するとともに、これに併せて、住民参加による検討会の開催等の取組を支援する農村振興整備支援事業を実施する。

(イ) 農業用排水の水質保全と併せて農業集落の生活環境の改善を図るため、

- ・農業集落排水施設の整備
- ・用排水路の分離や排水路の整備
- ・微生物や水生植物等の自然浄化機能を活用した水質浄化施設等の整備
- ・琵琶湖等の指定湖沼における水質保全の体制整備を行う水質保全対策を推進する。

- (ロ) 農業の生産性向上、農産物流通の合理化を図るとともに、農村居住者に日常生活面で利用される等農村環境の整備に資するため、農道の整備を推進する。
- (エ) 混住化の進展する地域において、生産基盤の保全を含めた地域の広域的な防災対策を図るため、農地防災、農地保全、農村環境保全対策、農地の保全に係る海岸の整備等の事業を実施する。
- (オ) 農村地域の生活空間の質的向上を図るため、農業水利施設の整備と併せて、農業集落の防火・消流雪、農機具等の洗浄、生態系・水質保全等の地域用水機能の維持・増進に資する施設を整備する。

2 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラの整備及び複数市町村による公共公益施設の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくり、また、地域の発意による豊かな自然、歴史、文化など地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進など生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施する。

(1) 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進する。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保などの交通安全施策を推進する。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流ネットワークを構築する。

- (ア) 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備する。
- (イ) 交通事故の防止を図り、併せて道路交通の円滑化を確保するため、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に基づき、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進する。
- (ロ) 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を生かした産業の振興等を支援する地域連携強化支援道路事業（広域行政型）を、複数市町村により形成される圏域において計画的・総合的に推進する。
- (エ) 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進する。
- (オ) 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路事業により推進する。
- (カ) 踏切における交通渋滞・事故対策、鉄道の高速化を推進し、地域の活性化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除去や踏切改良等を緊急的かつ重点的に推進する。

- (キ) 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進する。
- (ク) 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力を感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っているケースが各地で見られており、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上やアクセシビリティの確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進する。
- (コ) 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進していく。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を生かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進する。
- (サ) 交通の安全を確保し、併せて心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、大規模自転車道の整備を推進する。
- (シ) 地域の人々により発案され、道路空間において展開される地域の魅力づくりのための多様な活動を支援するため、歩道、休憩所等の整備を行う地域主体の魅力づくり事業を推進する。
- (ス) 運行に係る欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車庫等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施する。
- (セ) 地域間の円滑な物流を確保するため、物流の高度化・効率化に資する海上ハイウェイネットワークの構築を推進する。
特に、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備を推進し、複合一貫輸送のメリットを享受できる陸上輸送半日往復圏人口カバー率の向上を図る。
- (ソ) 社会生活、経済活動が人を中心として一層効果的、効率的に展開されるよう、道路の機能をより高める政策を展開することが求められており、平成10年度を初年度とする新道路整備五箇年計画に基づき、人中心の安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けて「新たな経済構造実現に向けた支援」「活力ある地域づくり・都市づくりの支援」「よりよい生活環境の確保」「安心して住める国土の実現」を4つの主要な課題とし、道路政策を重点的かつ計画的に推進する。

(2) 情報通信

都市とそんな色のない高水準の情報提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則の下、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

情報通信技術（IT）革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭やオフィスまでの高速大容量の情報通信ネットワークの早期実現にも資するよう、道路、河川、下水道、港湾等の施設管理用光ファイバー収容空間の積極的な整備、開放を推進する。

- (ア) 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備の整備を行う情報通信格差是正事業等を推進する。

- (イ) ケーブルテレビ、データ通信、コミュニティ放送等の情報通信メディアを用いて地域社会の振興を図るテレピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進する。
- (ロ) 地方公共団体、農業関係機関等公的機関の情報通信ネットワークを構築するとともに、農村におけるCATV施設等を核とした大容量及び双方向の通信を可能とする情報通信基盤をモデル的に整備する。
- (ハ) 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV（監視カメラ）、浸水センサー、GPSによる斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進する。また、インターネットや携帯電話を活用し、リアルタイムの雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供する。さらに、河川の流況などのライブ映像を指定公共機関であるNHKに提供することにより災害の情報がTV報道を通じて国民に提供されるようにする。

(3) 衛生

- (ア) 下水道未整備地域生活雑排水及びし尿の合併処理により生活環境悪化の防止を図る「合併処理浄化槽設置整備事業」の推進、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が個別の合併処理浄化槽の面的整備を行う「特定地域生活排水処理事業」を推進することにより、農村における汚水処理施設の整備を図った。
- (イ) 公共下水道及び特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設を共同化・共通化及び集中監視・制御する等により、効率的な下水道の整備及び管理を引き続き推進する。
- (ロ) 下水道の整備について、第8次下水道整備7箇年計画に基づき、重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理等を引き続き推進する。特に、整備の著しく遅れている町村下水道の整備等を重点的に実施する。
- (ハ) 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、地域の特性等に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進する。
また、農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行う。
さらに、農村地域における汚水処理施設整備を効率的に推進するため、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と合併処理浄化槽とを一体的に整備できるよう環境省・総務省との連携を図る。
- (ニ) 農業集落排水施設整備をより一層促進するため、農業集落排水施設及びこれと併せて整備することが効果的な農業集落道、営農飲雑用水施設等の整備を一体的に実施する。
- (ホ) 統合補助金化を一層促進するため、農業集落排水事業において、団体営事業のうち500人以下の事業としていた要件を撤廃し、すべての農業集落排水事業を統合補助金化する。

(4) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進するほか、地域の連携、学校施設の公共利用等による教育施設等の効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民によるスポーツに関する活動を行う拠点となるスポーツ施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」や地域の学習活動の拠点である社会教育施設の機能の高度化を図る「学習活動支援設備整備事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図る。

(5) 文化

- (ア) 「文化財保護法」に基づき、農村において生産、生業に用いられてきた農具等や生業と結びついて伝承されてきた年中行事や民俗芸能等を重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財に指定するとともに、その調査・記録作成、後継者養成等に対する支援を行う。
- (イ) 農村地域に残る棚田や里山等について、文化的景観の保護の観点から保存・整備・活用を図るとともに、農林水産業に関連する文化的景観についての調査研究及びその保存・整備・活用のための適切な方策について検討を進める。
- (ロ) 「文化財保護法」に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行う。
- (ハ) 水と土を中心とした農村の地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、地域の特性を生かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を実施する。
- (ニ) 景観形成、伝統文化の継承等住民主体の美しい暮らしづくりを支援するモデル事業を実施するとともに、農山漁村の伝統文化を生かした活動に寄与した者等への顕彰等を実施する。
- (ホ) 特定農山村地域における景観植物の栽培や里山の整備、伝統文化の継承等活性化に向けたソフト活動の計画的な実施に対する支援を行う。
- (ヘ) 地域の水に係わる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を生かした下水道整備を図る。
- (セ) 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を生かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進する。
- (ソ) 地域固有の伝統文化の継承、海外との文化交流の促進等半島地域の文化活動の活性化を支援するための事業を行う。

(6) 医療

農村における医療体制の整備を図るとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携を通じ、農村における良質で効率的な医療サービスを確保することとし、へき地中核病院、へき地医療支援病院、へき地診療所、へき地患者輸送車等の整備、へき地における巡回診療の推進、へき地の医療情報システムの整備といったへき地医療対策や、救急現場医療確保事業や救急医療業務実地修練への支援等救急医療体制の整備の一環として、農村における医療対策を推進する。

(7) 住宅・宅地

UJターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、

地域の文化、景観を含む地域資源を生かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進する。

- (7) 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良住宅等の供給促進を図る。
- (4) 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジングや高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進する。
- (9) 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図る。
- (エ) 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用のもとに自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施する。
- (4) ほか整備による優良農地の確保、保全と併せて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造する。
- (4) 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、第八期住宅建設五箇年計画に基づき、良質な住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場の中で円滑に流通させることができるよう、住宅市場の環境整備を図るほか、適切な市場の誘導・補完を行い、併せて福祉・医療施設等関連する分野との連携を強化しつつ、「国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備」「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」「都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備」「消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進」を基本課題として位置づけ、計画的に施策を推進する。

(8) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる生活の確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路ネットワークの構築、道路防災対策等を推進する。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進する。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進する。

- (7) 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況に対処し、山腹崩壊、土石流等の山地災害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
- (4) 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が慢性的に発生している地域において、概ね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水頻発地区緊急解消対策を実施する。
- (9) 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性を確保するためや、地域的な治水安全度向

上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進する。

- (エ) 迅速な避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設に係る土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施する。
- (4) 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用する等、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施する。
- (4) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、基礎調査に対する補助制度により土砂災害警戒区域等の指定等を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害防止対策の推進を図る。
- (イ) 地震、豪雨・豪雪等、急峻な地形等、厳しい自然条件の我が国において、道路ネットワークの代替性や高度医療機関へのアクセス等を重視した落石対策等の防災対策及び地震発生時に緊急輸送を確保するための緊急輸送道路における震災対策を推進する。
- (7) 新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進する。
- (7) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策である防災ダム、ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
- (コ) 地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業に関する関心・理解を深めるとともに、事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等の導入により事業を重点的・効率的に実施し、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業への転換を進める。
- (イ) 「阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成」「頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保」「地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出」「個性豊かな活力ある地域づくりの支援」を基本方針とする第9次治水事業七箇年計画や、「安全で災害のない斜面の創造」「緑豊かな斜面空間の創出」を基本方針とする第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画に基づき、農村を含め安全で豊かな国土づくりを行うための施策を計画的に推進する。

(9) 公園

- (7) 農村における日常的なレクリエーション活動の場として、農村公園の整備を推進する。また、農村における良好な生活環境の形成、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応などを目的とした都市公園等の整備を推進する。
- (4) 「広域的なレクリエーション活動や個性と活力ある都市、農村づくりへの対応」等を重点課題とする第6次都市公園等整備七箇年計画に基づき、農村等における都市公園等の計画的な整備を推進する。

(10) 福祉

により、地域間の交流・連携の一層の促進を図る。

- ④ 農山漁村等における地域づくり団体に対する支援を通じて効果的な活動推進策の検討を行うことにより、地域づくりの推進を図る。

- (イ) 都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう、身近な都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施する。

- (ロ) 国土空間の有効利用を図り、地域ブロックの自立的な発展を支える高規格幹線道路や地域高規格道路など規格の高い幹線道路の整備を推進する。特に広域的交流を支援する循環型ネットワークの構築を重点的に整備を進める。

また、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバー及びその収容空間）の構築を推進する。

- ① 高規格幹線道路については、交流ネットワークの充実により地域ブロックの自立的な発展や物流の効率化などを支援するため、21世紀初頭の14,000kmのネットワーク概成を目指し、重点的な整備を推進する。

地域高規格道路については、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化するため、既存ストックの活用を図りつつ長期的に6,000～8,000kmの整備を図るべく事業を推進し、物流の効率化や社会・経済の高コスト構造の是正を通じた国際競争力の向上等を図る。

- ② 民間主導による光ファイバ網整備の原則の下、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間の一層の活用、道路管理用光ファイバ網及びその収容空間（情報BOX等）の民間事業者等による活用のための環境整備を図る。

- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保など、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバーを整備する。

- ④ 円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、道の駅や携帯端末による道路情報の提供など地域の特性やニーズに合わせた地域レベルのITSを推進する。

道路の情報化と併せ、センサー等のITS関連施設の整備を支援し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図る。

- (エ) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進する。

- (オ) 農業体験・自然とふれあいの場等の構築

親水や生態系保全等自然環境の保全に配慮しつつ、ため池や農業用水路等を整備することにより、子供たちに、豊かな自然と触れ合うことのできる遊び場や農業・自然体験学習の場を提供するほか、都市住民に水と緑の潤いのある生活空間を提供する。

- (カ) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を生かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了するポテンシャルがある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活性化を図る。

- ① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの

提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進する。

また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の意見等をもとに、基本的機能を確保し、新たな機能を展開するためのフォローアップを実施し、同時に、第三者機関の評価にもとづく「道の駅」の推薦を行う。

- ② 地域経済の浮揚や雇用の創出を図るため、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせ、高速自動車国道の追加インターチェンジ（IC）を整備する地域活性化IC制度により、地域の活性化を推進する。

- ③ 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）と周辺地域を、地域の特色を生かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的に整備する。

- ④ 観光資源等へのアクセス道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進する。

- ⑤ 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデルの整備を行う。

- (キ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する、自然河川や、湿地・干潟などウェットランドの保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進する。

- (ク) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を生かした交流ネットワークの拠点となる「水辺プラザ」の整備や、河川等の持つ様々な機能を生かし、河川等が身近な遊びの場、教育の場となるように体制及び水辺の整備を推進する「水辺の楽校プロジェクト」等を推進する。

- (ケ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープの設置）など、関係省庁との連携施策である「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施する。

- (コ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を生かしたまちの顔を創出する「ふるさと川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜づつみモデル事業」を推進する。

- (サ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を生かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施する。

- (シ) 歴史に残る砂防設備を積極的に保存するとともに周辺の環境と調和した基盤整備を行い、地域の人々に砂防に対する啓蒙活動を展開し地域の活性化にも資する砂防学習ゾーンモデル事業を推進する。

- (ス) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっており、自然的、社会条件を勘案し、個々の溪流の特色を生かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施する。

- (セ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を生

意見を聴取するとともに、事業執行の透明性・公平性を確保するため、事業評価や入札契約の過程をホームページで公開することとする。

イ 効率的な事業の実施

事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完成後に至るまで、事業評価を体系的に実施する。

具体的には、

- (7) 事業の採択に当たり、費用対効果分析等の実施による事前評価
 - (4) 事業採択から5年毎に、進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価
 - (9) 事業完了後に、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に反映させるための事後評価
- の3つの事業評価を着実に行うこととする。また、評価内容とその結果については、国民が容易に入手できる方法で公表することとする。

5 有機性資源・水資源の循環利用の促進

(1) 都市用水の効率的な供給による都市の再生

都市のライフラインの確保、産業活動の活性化等に資するため、農業水利施設の整備・更新を通じ、農業用水の再編による都市用水の創出を行うなど、都市用水の効率的・安定的な供給を推進する。

(2) 健全な水循環系の再構築

全国に張り巡らされた約4万kmの農業水路網が水循環系を健全に保つ上で大きな役割を果たしていることにかんがみ、流域における水量や水質、自然環境を保全していくため、農業水利の果たす機能を維持・増進することにより、健全な水循環系の再構築を図る。

- (7) 都道府県営土地改良事業により建設され、緊急的に更新整備しなければ地域の用排水機能に大きく支障を及ぼす頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を対象として、緊急的かつ集中的に更新整備を実施する。
- (4) 国営造成施設の中で高度の公共性を有する施設については、国による管理や、都道府県・市町村の管理に対して助成を行う。また、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の維持管理・更新に係るライフサイクルコストを低減するため、都道府県営土地改良事業によって建設された農業水利施設について劣化の度合いの測定等施設の機能診断や、塩害や腐食等により施設が劣化することを予防するための工事を行う。
- (9) 農業用水から都市用水への小規模な用途転用等を促進するため、簡易な水管理施設を整備するとともに、きめ細かな配水操作を行う。
- (エ) 非かんがい期に水量が減少し水環境が悪化する農業水路・小河川等に対して、国土交通

省の協力の下、試験通水も含む実証調査を実施する。

- (オ) 特に農地からの赤土等の流出が著しく、下流の海洋等の自然環境保全を図る必要が高い地域において、赤土等の流出を防止するための沈砂施設の整備等を広域的に実施する。

(3) 集落排水汚泥等有機性資源の循環利用の促進

農村地域の資源循環の核として污水处理施設、家畜排せつ物処理施設を活用し、処理水や有機性資源の循環利用を促進する。

- (7) 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源をたい肥化し有効利用するリサイクル施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の広域集中処理を推進する。
- (4) 農業集落排水施設を活用し農村地域の資源循環の推進を図るため、農業集落排水汚泥等の有機性資源や処理水のリサイクル計画の策定を要件とした農業集落排水資源循環統合補助事業を創設する。
- (9) 小規模分散方式である農業集落排水施設の特性を活用した有機性資源のリサイクルを促進するための一方策として、ディスポーザー（生ゴミ破砕機）の有効性について実証調査を実施する。
- (エ) 建設副産物のリサイクルを推進するため、公共事業で発生する建設残土を農地整備の基盤材等として有効利用する。
- (オ) 間伐材を暗渠排水等の建設資材として有効利用するなど、森林資源の循環利用等を促進する。

Ⅲ その他重要施策

1 食料等に関する国民理解の促進

農業者・食品産業等が高度化・多様化する国民のニーズに応じられるよう、食料需給動向の把握と見通しに関する的確な情報及び国民等に対する食料自給率や食料消費・農業生産等の動向に関するわかりやすい情報の提供を実施する。

(1) 食料需給動向の見通し等に関する情報提供の推進

農業者等による農産物の生産、出荷等に関する合理的な計画の樹立、ひいては農業経営の安定に資することを目的とした、国内外の農産物の需給・価格の見通しに関する情報提供に加え、高度化・多様化する国民のニーズに応じた国内農業生産の推進に資するため、以下に示した食品産業分野の動向や海外の食料需給動向が十分反映されるよう検討し、「食料需給見通し」を作成・公表する。

ア 食品産業に関する情報収集

食品製造業、流通業、外食産業の食品産業分野全体に渡る基礎データの継続的な収集・分析やPOS（販売時点情報管理）情報等の活用により、食品産業の動向把握の精緻化・迅速化を図る。

イ 海外の食料需給動向の把握

商社等の民間有識者の参加を得て、海外の穀物を中心とした農産物需給動向について総合的な分析・検討をする。

(2) 食料自給率レポートによる情報提供の推進

食料自給率及びその構成要素である食料消費・農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表する。

2 農産物の安定的な輸出入の確保

国内生産では需要を満たすことのできないものの安定的な輸入を確保するため、必要な施策を講ずる。また、国産農産物等の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の施策を講ずる。

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

(7) WTO、OECD、FAO、APEC等農産物に係る国際会議等の場における情報収集・交換を推進する。

(イ) 小麦・大麦の輸出国との緊密な情報交換に努めるなど、取引の安定化を図る。

(ロ) 農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要なときは、関税率の調整、輸入の制限からなるセーフガードの発動その他必要な施策を講ずる。また、必要な情報を常時収集する体制により、セーフガードに係る検討に機動的に対応する。

(エ) 大豆油糧等の需給に関する内外の情報分析のための協議会を開催するとともに、日加なたね協議等により情報交換を行う。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

(7) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度に係る情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供する。

(イ) 海外の国際食品見本市に「日本ブース」を設け、農林水産物や日本食品等の生産者団体・企業の出展を促し、これら団体等のPR活動の実施や市場情報の入手等を支援するとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催する。

(ロ) 輸出関係団体が行う食品セミナー・試食会の開催や海外における見本市への出展等の輸出促進活動を都道府県を通じて支援する。

3 不測の事態に対処するための施策の推進

食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々なレベルの不測の事態に的確に対処するため、熱量効率の高い作物への生産転換等を円滑に実施するための措置の検証、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施する。

(1) 不測時において実施すべき施策の検証

不測時においても食料を安定的に供給するため、事態の深刻さのレベルに応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産や熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定のための行政的・法的措置等）の詳細な実施手順等について検証する。

(2) 食料安全保障上重要な品目の需給動向の分析・公表

我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、とうもろこし等について、平素から国内外の需給動向に関する情報を収集し、我が国における供給量が安定的に確保されるかどうかを分析・公表する。また、不測時に備えるため、情報の収集・分析・発信のための体制の充実・強化に努める。

進する。

- (d) 農業用使用済プラスチック、肥料空袋、農薬容器等農業生産資材廃棄物の低コストかつ適切な処理及びリサイクルの促進を推進する。

(エ) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格が大幅に上昇した場合、異常補てん金を交付することにより、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定に資する。

(2) 新たな農業生産資材の開発

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るために、環境にやさしい肥料、農薬、高性能農業機械等の開発を行うとともに、輸入の急増等により、国内生産の体質強化が求められている野菜作用の高性能農業機械について、早急な実用化、普及を図る観点から、現地における地域適用性等の実証試験を実施する。

(3) 農業生産資材の安全性・品質の確保

肥料及び農薬の安全性・品質の確保、農作業事故の防止を図るため、

- (ア) 食品循環資源等由来たい肥の品質適正化技術の実証・普及等を図る。

- (イ) 農薬の埋設地点の環境調査及び埋設農薬の掘り出し・保管等を行い、環境上適切な管理状態を確保する。

等の対策を推進する。

7 中山間地域等の振興

国土面積の約7割を占める中山間地域等は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。しかし、近年は、過疎化・高齢化が急激に進行し、耕作放棄地が増加するなど、多面的機能が適切に発揮されないおそれが生じてきている。

このため、農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策を総合的・計画的に推進し、中山間地域等の総合的な振興を図ることとする。

(1) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

- (ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により平地地域との生産条件の格差の範囲内で直接支払いを引き続き実施する。

- ① 対象農用地は、「特定農山村法」や「山村振興法」等の地域振興立法の指定地域等の農

用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地とする。

- ② 対象行為は、耕作放棄の防止等と内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

- ③ 単価は、生産条件の格差の8割相当額とする。

- (イ) 棚田地域等において、営農の継続により多面的機能を維持するため、小型機械の導入等地域の実情を踏まえた簡易な農業生産基盤の整備等を実施する。

- (ロ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を行う。

- (ハ) 中山間地域等において、土地改良施設や農地を保全利活用するための地域及び地域外住民の活動を促進するため、土地改良施設や付帯施設、周辺施設の整備を実施する。

(2) 地域の特性に応じた農業の展開

- (ア) 地域の抱える問題に広域的に対応するため、都道府県知事が市町村長と協議の上で策定したアクションプランに基づき、中山間地域等の振興に資する事業を総合的かつ計画的に推進する「中山間地域等総合振興対策」を実施する。

- (イ) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を生かした新規作物等の導入や高付加価値型農業の推進を図るため、集出荷施設や直売施設等を整備する新山村振興等農林漁業特別対策事業等を実施する。

(3) 多様な産業の振興

- (ア) 就業機会の確保を図るため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく工業等の導入、地域の個性を生かした内発型の地場産業の振興を促進することとする。

- (イ) 農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図る加工流通施設等の整備を図るため、中山間地域活性化資金について、所要の融資枠を確保する。

- (ロ) 山村からの提案に基づき、産業・文化等に係る先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化を図る「個性ある山村地域の再構築実験事業」を実施する。

- (ハ) 過疎地域市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取り組みを支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施する。

- (ニ) 過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を図るための施設の整備を支援する「地域情報交流基盤整備モデル事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。

- (ホ) 過疎地域の持つ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、

ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進するとともに、地方公共団体等によるリゾート整備のための情報・ノウハウの提供と人材の育成を支援する「リゾート地域整備支援事業」を中山間地域においても推進する。

- (ウ) 交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を推進する。

(4) 生活環境の整備

- (7) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、人口の流出、高齢化の急速な進行等にある中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿ったほ場整備、農道等の農業生産基盤の整備と併せて、農業集落排水施設や農村公園等の農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行い、農業・農村の活性化を図ることによって地域における定住の促進、国土・環境の保全等を推進するため、中山間総合整備事業を実施する。
- (イ) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、污水处理施設等の整備を促進する。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、奥地等産業開発道路整備臨時措置法等に基づき、他の地域に比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備の促進を図る。

更に、離島振興法等に基づき、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・強化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のための港湾整備を推進する。

えて、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施することにより生活環境の整備を引き続き推進する。

- (ウ) 地勢等の地理的条件が悪いため災害の危険性が高くまた災害が起こった場合に地域の孤立化の可能性が高いこと等から、生活環境の安全の確保のための防災対策を推進する。

(5) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進する。

ア 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、鳥獣の移動に伴う影響等の広域動向調査、被害防止に必要な知識の普及、地域における技術指導が可能な指導者の育成及び効果的な被害防止技術の実証による被害防止システムの確立等の対策を推進する。

イ 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物について被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、野生鳥獣の生息環

境の保全及び整備等を実施する。

8 技術の開発及び普及

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

基本法に基づき、農業に係る技術の研究開発目標を明確化する等の観点から策定された「農林水産研究基本目標」（平成11年11月農林水産技術会議決定）に即し、技術分野ごとに重点課題と今後達成すべき具体的目標水準を明確化した「農林水産研究・技術開発戦略（平成13年4月農林水産技術会議事務局長通知）」に基づき、科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）の重点分野であるライフサイエンス、環境等の研究開発を戦略的に展開するとともに、食料自給率向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の高度化を推進する。

ア 食料自給率の向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の促進

- (7) 食料自給率向上のため、麦について、地域ブロックごとの課題を克服した高能力品種や消費者のニーズに対応した特定用途向け品種の育成、品種の能力を最大限発揮できる栽培技術体系の確立等を加速して実施する。
- (イ) 生鮮野菜の輸入急増に対抗し国産野菜を持続的に生産していくため、省力・軽作業化に適した品種や消費者の多様なニーズに対応した栄養・機能性成分に富んだ高品質な個性化野菜の育成と栽培技術の開発等を行う。
- (ウ) 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減するための農林生態系管理技術の開発を行う。
- (エ) 独立行政法人の基礎的・先導的研究成果を活用し、生産現場に直結する都道府県の研究を推進する。

イ イネゲノム研究等の先端研究の展開

- (7) イネゲノムの塩基配列の解読を加速化するとともに、タンパク質の立体構造・相互作用解析、組換え体の大量作出等を通じた遺伝子機能の解明を推進する。また、イネゲノムシミュレーターの開発について引き続き実施するとともに、DNAマーカーによる効率的な新品種育成システムの開発を推進する。
- (イ) 家畜・昆虫について、遺伝地図の作成、活用等により有用遺伝子が存在する重要領域を特定し選択的に塩基配列を解読するとともに、遺伝子が生産するタンパク質の構造解析等により効率的に機能を解明する。さらに、機能が明らかとなった遺伝子を活用した有用物質生産技術を確立する。
- (ウ) 先端技術の研究開発の成果を迅速に社会に還元していくためには、国民の理解が不可欠であることから、国民の関心の高い遺伝子組換え技術等について、安全・安心の確保のための科学的知見の更なる集積、国民の不安や懸念に応えるための適切な情報の提供等の事業を推進する。
- (エ) 活力ある長寿社会実現に向け生活習慣病予防等に資する健全な食生活を構築するため、

に資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラック輸送の効率化等による二酸化炭素の排出削減、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進する。

また、生ごみ等の食品循環資源の肥料・飼料等への再生利用、家畜排せつ物等も含めた有機性資源のリサイクル、たい肥化施設の整備、緑肥の導入等を通じた土壌中への有機物（炭素）蓄積、メタン発酵等を利用したエネルギー利用施設等の整備等を推進する。

さらに、農林業由来の廃棄物をバイオマスエネルギーとして活用するための変換技術の開発や、作物からのメタノール等の工業原材料を生産する技術開発を推進する。

（２） オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護の観点から、モントリオール議定書締約国会合において、平成 17 年までに臭化メチルの生産及び消費量を段階的に削減・全廃することが合意された。これを受け、野菜や花き類等の土壌消毒剤として用いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進する。

10 団体の再編整備に関する施策

（１） 農業協同組合系統組織の再編整備

①農家組合員に最大限のメリットを発揮することができるような農協系統組織への見直しの観点から、また、②農協系統金融機関の総合力を最大限に発揮し、農林中央金庫・信用農業協同組合連合会・農業協同組合が全体として「一つの金融機関」として機能するような農協系統信用事業への見直しの観点から、平成 13 年度に改正された農協改革 2 法（「農業協同組合法等の一部を改正する法律」及び「農林中央金庫法」）の着実な実施を図る。

具体的には、地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める農協系統信用事業の再編・強化に関する基本方針（自主ルール）に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等によるマネジメント体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を推進する。

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施する。

（２） 農業委員会系統組織の再編整備

農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を図るとともに、広域連携や設置の見直しの推進等組織の効率化を図る。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への取組を重点的に支援

するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進する。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援する。

（３） 農業共済団体の再編整備

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成 11 年における農業災害補償制度の改正により新たに途が拓かれた農業共済事業の二段階制について、地域の意向を踏まえた適切な指導を行う。

（４） 土地改良区の再編整備

土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、造成された施設を管理する中心的な主体であり、農業の持続的な発展や国土・環境保全に大きな役割を担っている。しかしながら、現状では、零細・小規模で財政基盤の脆弱なためその役割を十分に果たせなくなっている土地改良区が多数存在している。そのため、水利系統単位または市町村単位に土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、引き続き合併等に対する助成措置を実施する。

（５） 団体間の連携強化

地域の農林漁業の振興を一体として進めるため、実情に応じ、森林組合・漁業協同組合を含めた団体間の連携の強化に向けた具体策の検討を進める。

11 統計情報の見直し

食料・農業・農村施策の展開、食料・農業・農村の実態の変化等に即して、統計情報の抜本的見直しを行い、効率化・重点化を図りつつ、ニーズに即したより一層的確かつきめ細かな統計情報の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を推進する。

（１） 新たな政策ニーズ等に即した統計情報の整備

農業経営関連諸施策の見直し・再編等に即して、これまで平均的な姿だけで捉えてきた農業経営の実態について、地域ごと営農類型ごとの把握、定点観測の手法も用いた農業経営に影響を及ぼす要因の把握等を図る。また、農産物の流通コストの実態や消費者の消費動向等の的確な把握のほか、農業経営を行う上でより一層分かりやすく利用しやすい形での統計情報の提供を推進する。

(2) 調査の効率的な実施

作物統計調査等農作物の生産に関する統計調査について、新たなニーズへの対応や調査の廃止を含め調査全般にわたり体系を整理する。また、調査員調査及び郵送調査の活用等により調査の効率化を図る。

(3) 情報提供の改善

国民への積極的な情報提供等に資するため、デジタルデータでの提供を推進するとともに、国内及び国際統計情報に関する一元的かつ利用しやすいデータベースを構築する。また、統計情報の迅速な提供を図るため、OCR装置（光学式文字読み取り装置）の導入によるデータ処理の効率化等により、調査結果の公表の早期化を図る。さらに、子供向け小冊子の作成・配付、メールマガジンによる情報の配信等により、各地域における情報拠点としての「農林水産情報センター」活動を一層充実する。

12 改革後の農業者年金制度の本格実施

担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担軽減を図るとともに、その者の経営継承後の所得の安定を図るため特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行う。

13 農業災害による損失の補てんに関する施策

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用を図る。

また、畑作物共済については、従来の9品目のほか、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃの3品目を共済対象に追加する。

(7) 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行う。

(イ) 農業共済地域対応強化総合対策を引き続き実施するほか、農作物共済等の損害評価経費等について助成を行う。

14 食糧行政に係る業務運営及び定員の合理化

食糧管理特別会計の繰越損失が拡大していることを踏まえ、その早急な収支改善を図るべく米麦に係る施策全般の見直しに取り組む。

食糧管理特別会計の健全化の必要性、農産物検査民営化等を踏まえた食糧事務所の定員削減を着実に実施する。

IV 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 施策の評価と見直し

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、基本法及び基本計画に即して施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ施策内容等の見直しを行う。また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及びこれに基づき策定された「政策評価に関する基本方針」並びに各府省の「政策評価に関する基本計画」及び「事後評価の実施に関する計画」に即して、実績評価、公共事業等における事業評価及び総合評価等の政策評価を引き続き積極的に推進し、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を一層図る。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努める。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施する。

3 情報の公開等

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、施策実施における透明性の確保の観点から、情報の公開及び意見の聴取に努めるほか、施策の目的、内容等について国民の理解が得られるよう、広報活動の充実等に努める。

4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、地域の自主性と創意工夫の発揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を講ずる。

特に公共投資の分野では、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、PFI手法の活用を図るとともに、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参加と連携を促進する。

5 国際規律との整合性

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、国際的な規律との調和を保つものとし、新たな国際的な規律の形成に際しては、我が国の立場や主張についての国際的な理解が得られるよう努める。

参考 環境問題への対応、少子・高齢化への対応等の21世紀の政策課題の重点的推進

一「経済財政運営の基本方針」を踏まえた農林水産省の重点7分野への対応一

「基本方針」の「7つの改革プログラム」等を踏まえ、平成14年度予算における重点的推進7分野（①循環型経済社会の構築など環境問題への対応、②少子・高齢化への対応、③地方の個性ある活性化、まちづくり、④都市の再生、⑤科学技術の振興、⑥人材育成、教育、⑦世界最先端のIT国家の実現）として以下の施策を積極的に推進する。

1 循環型経済社会の構築など環境問題への対応

（1）循環型社会の構築に向けた農業生産の推進

都市と農村の共生による循環型社会の構築を図るため、家畜排せつ物、食品廃棄物等有機性資源のリサイクル、消費者・食品産業との連携による安全でおいしい農産物の供給等による循環型社会の構築を推進する。また、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物、稲わら等の県域を超えた広域的な有効利用による地力の増進等の施策を推進する。

ア 有機性資源のリサイクルの推進

（7）家畜排せつ物、食品廃棄物、生ゴミ等有機性資源のたい肥化、飼料化等による循環利用の促進、消費者・食品産業との連携による安全でおいしい農産物の供給等により、循環型社会を構築する。

① 家畜排せつ物、食品廃棄物、生ゴミ等有機性資源のたい肥化、飼料化、自給飼料の生産・利用拡大などによる循環利用の促進、緑肥の導入などによる土づくりにより、環境と調和のとれた農業生産の確立を図るため、耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策（非公共事業）を新たに一本化する等、消費者等との連携による安全でおいしい農産物の供給等を推進する。

a 生産者、消費者、食品産業等の関係者からなる協議会の設置、資源循環処理利用促進プラン等の策定による有機性資源の適切な処理・利用を促進する。

b たい肥等の広域的・総合的な利用促進及び緑肥の導入による新たな輪作体系の確立等による土づくりの推進を行う。

c 耕畜農家・消費者等への各種情報提供による資源循環型農業の普及・啓発を行う。

d 家畜排せつ物等のたい肥化施設、メタン発酵等を利用したエネルギー利用施設等の共同利用施設、たい肥散布機械等の集団営農用機械の整備及び土壌・土層改良等小規模土地基盤の整備を行う。

② 食品廃棄物等有機性資源のリサイクルのための協議会の設置、循環利用計画の策定による再生利用等の推進、肥飼料化施設、エネルギー利用施設、コンポストマシン等の共同利

用施設、たい肥散布機械等の集団営農用機械の整備を行う。

（4）農村地域の資源循環の核として污水处理施設、家畜排せつ物処理施設を活用し、処理水や有機性資源の循環利用を促進する。

① 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源をたい肥化し有効利用するリサイクル施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の広域集中処理を推進する。

② 農業集落排水施設を活用し農村地域の資源循環の推進を図るため、農業集落排水汚泥等の有機性資源や処理水のリサイクル計画の策定を要件とした農業集落排水資源循環統合補助事業を創設する。

③ 小規模分散方式である農業集落排水施設の特性を活用した有機性資源のリサイクルを促進するための一方策として、ディスパーザー（生ゴミ破砕機）の有効性について実証調査を実施する。

④ 建設副産物のリサイクルを推進するため、公共事業で発生する建設残土を農地整備の基盤材等として有効利用する。

⑤ 間伐材を暗渠排水等の建設資材として有効利用するなど、森林資源の循環利用等を促進する。

イ 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に即し、たい肥・緑肥等による土づくりを基本として化学肥料及び農薬の使用の低減を図るための取組及び地力の増進を図るための取組を推進する。

（7）持続的な農業生産の転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る農業生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の施策を講じる。

① 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定を促進する。

② エコファーマーに対する金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、技術確立実証ほ整備等必要な施設整備を推進する。

③ 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった普及啓発活動を行う。

④ 地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による汚染対策の確立を実施する。

（4）持続的畑作農業の構築

主要な畑作地域において、緑肥を組み入れた新たな輪作体系の確立と耕畜連携等によるたい肥施用を通じて環境と調和した持続的畑作農業を構築する。

ウ 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域の実情に応じて、家畜排せつ物の適正な処理を図るため、たい肥化施設等の家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともにたい肥の効率的な流通・利用を促進する。

また、畜産と耕種の連携により、家畜排せつ物の広域集中処理を推進する。

エ 環境負荷低減技術の確立

環境負荷低減に対する農業の役割・影響の把握と環境負荷低減のための総合的な農業技術の確立・実証を図るため、

- (ア) 土壌管理に係る情報のネットワーク化と活用システムの開発
 - (イ) ほ場レベルにおける炭素収支や脱窒の測定手法の確立
 - (ウ) 有機物や作物体の分析手法の確立、未利用資源を原料としたコンポスト等の品質測定法及び生産管理方式の確立、施用ガイドラインの策定
- 等により土壌・施肥管理、環境負荷低減技術の確立等を総合的に推進する。

(2) 健全な水循環系の再構築

全国に張り巡らされた約4万kmの農業水路網が水循環系を健全に保つ上で大きな役割を果たしていることにかんがみ、流域における水量や水質、自然環境を保全していくため、農業水利の果たす機能を維持・増進することにより、健全な水循環系の再構築を図る。

- (ア) 都道府県営土地改良事業により建設され、緊急的に更新整備しなければ地域の用排水機能に大きく支障を及ぼす頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を対象として、緊急的かつ集中的に更新整備を実施する。
- (イ) 国営造成施設の中で高度の公共性を有する施設については、国による管理や、都道府県・市町村の管理に対して助成を行う。また、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の維持管理・更新に係るライフサイクルコストを低減するため、都道府県営土地改良事業によって建設された農業水利施設について劣化の度合いの測定等施設の機能診断や、塩害や腐食等により施設が劣化することを予防するための工事を行う。
- (ウ) 農業用水から都市用水への小規模な用途間転用等を促進するため、簡易な水管理施設を整備するとともに、きめ細かな配水操作を行う。
- (エ) 非かんがい期に水量が減少し水環境が悪化する農業水路・小河川等に対して、国土交通省の協力の下、試験通水も含む実証調査を実施する。
- (オ) 特に農地からの赤土等の流出が著しく、下流の海洋等の自然環境保全を図る必要が高い地域において、赤土等の流出を防止するための沈砂施設の整備等を広域的に実施する。

(3) 自然と共生する田園環境の創造

農林水産業の構造改革を進めるとともに、都市住民にも開かれた新たな農山漁村の可能性を切り開くため、農林水産公共事業について、食料の安定供給だけでなく、循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものへと改革し、多面的機能の十全な発揮を図る。

具体的には、市町村が新たに作成する田園環境整備のマスタープランに基づき、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換を図ることとする。

平成14年度以降に新規に採択される事業については、原則として、すべて「環境創造型事

業」に転換することとする。また、既存事業については、再評価等の際に「環境創造型事業」への転換の可否を検討し、可能なものから転換していくこととする。

2 少子・高齢化への対応

都市部以上に進行している農山漁村の少子・高齢化に的確に対応するため、少子化対策として、農山漁村の実情に適合した少子化への取組の啓発・普及、子育て支援体制の整備と女性が活動しやすい環境づくり等を実施し、高齢者対策として、高齢者等に対する農業による心身リフレッシュの支援活動の促進、高齢者のいきがい活動の支援、高齢者活動を支援するボランティアの育成を行う。また、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するために、農道、コミュニティ施設や既存施設等のバリアフリー化等を実施する。

また、高齢者等の快適な食生活が実現されるよう、ニーズに対応した食生活関連情報の提供を実施する。

3 地方の個性ある活性化、まちづくり

(1) むらづくり維新の推進

「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、「地方の知恵が活力と豊かさを生み出す社会」を実現するため、市町村のイニシアティブの下、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、同計画の中核となる農村振興基本計画の活用等を通じた関係府省との連携の下、コア事業となる「むらづくり基盤整備事業」と、ソフト施策・関連事業を一体的に実施する。

(2) 地域の力を結集した逞しい産地づくりの支援

各地域における農畜産物の生産・流通に係る課題の解決に必要な対策を総合的に実施し、地域条件に即した各地の主體的な取組による逞しい産地づくりを支援することにより、地方の個性ある活性化を推進するとともに、花きの普及啓蒙等を通じて美しい国づくり・まちづくりの実現を図る。

ア 各地域の特性を活かした農畜産振興のための総合的な施策の実施

各地域における農畜産物の生産・流通に係る課題の解決を図るため、担い手を中心とした産地体制の構築、生産者と消費者等との連携強化、畜産経営の円滑な継承、低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入、家畜改良増殖、普及活動を通じた産地における生産コストの総点検等、地域の主體的な取組による逞しい産地づくりを支援する。

イ 美しい花のまちづくり総合対策の推進

我が国の花き産業、文化の振興に資する国際園芸博覧会に政府出展するとともに、花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動等を行い、美しい国づくり・まちづくりを推進する。

(3) 食品産業の事業基盤の強化

食品産業が抱える諸問題に対応するため、①バイオテクノロジー分野、食品製造技術の革新のために重要なIT分野、内分泌かく乱物質等微量物質のリスクを最小限化する技術及び評価・管理する微量物質制御分野等における技術開発、②国産農産物の利用を円滑化するための、加工適性の向上、原料農産物の評価、産地判別等の共通基盤技術の開発、地域農産物を活用した高品質食品の製造技術の開発等を支援する。

(4) 食品産業と国内農業との連携強化

- (ア) 食品産業と農業双方の情報交流の促進を図るための相談・連絡体制を充実する。
- (イ) 地域資源を活用し需要に即した新製品開発、有機性廃棄物のたい肥化・飼料化の実証等を行う。
- (ロ) 専門家等による製品の評価・改良、アンテナショップの開催等による実需者・消費者との相互理解の促進を図るとともに、販路拡大等を進める。
- (ハ) 産学官連携により、新技術の共同開発を図る。
- (ニ) インターネットを活用した地域加工食品販売情報や原材料調達情報等の提供による新たな販路の開拓・確立を進める。
- (ホ) 地域資源の有効活用、有機性廃棄物のたい肥化等を図るモデル的加工施設の整備を行う。

(5) 地域特性を活かした個性ある産地づくり

地域の特性を活かした野菜や花き、果樹等の産地形成やブランド化を促進するため、畑作地帯において、畑地かんがい施設、農道、区画整理等の基盤整備を行い、新規作物の導入や、作物の品質向上・収量増加を図る。また、それに併せて、基盤整備を契機とした産地の形成・強化に取り組む地域の活動を支援する。

(6) 安全・安心な地域社会の形成への貢献

地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業に関する関心・理解を深めるとともに、事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等の導入により事業を重点的・効率的に実施し、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業への転換を進める。

4 都市の再生－ヒューマンセキュリティ、ライフラインを支える緑の基盤づくり

(1) 食品リサイクル法の普及、関係者の連携の確保等の推進等

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクル等の実施を促進する。

- (ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法についての普及・セミナーの開催等により、国民のリサイクル意識を高める
- (イ) 食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品廃棄物関連事業者のリストの作成及び再生利用等の推進状況の調査を行う。
- (ロ) 地域・企業グループや、特定の品目・業種において、食品廃棄物等のリサイクルの進め方等を検討・実施し、食品リサイクルシステムの先進モデルの構築や普及・確立、マニュアル作成等を行う。
- (ハ) 食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発等を支援する。
- (ニ) PETボトルの循環的利用システムを構築するため、清涼飲料業者における課題把握と対応策の検討を行うとともに、再生PETボトルの利用に関し、消費者への情報提供等を行う。

(2) 都市用水の効率的な供給による都市の再生

都市のライフラインの確保、産業活動の活性化等に資するため、農業水利施設の整備・更新を通じ、農業用水の再編による都市用水の創出を行うなど、都市用水の効率的・安定的な供給を推進する。

(3) 都市における水と緑の潤いある空間の確保

都市住民に水と緑の潤いある生活空間を提供するため、ため池や農業水路等の整備・保全を推進する。

(4) 安全・安心な都市生活の確保に資する農地防災対策

都市及びその周辺において、農業用排水施設等の整備・更新を推進することにより、農地はもとより、家屋の浸水等を未然に防止する。

5 科学技術の振興

科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)の重点分野であるライフサイエンス、環境等の研究開発を戦略的に展開するとともに、食料自給率向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の高度化を推進する。

(1) イネゲノム研究等の先端研究の展開

- (ア) イネゲノムの塩基配列の解読を加速化するとともに、タンパク質の立体構造・相互作用解析、組換え体の大量作出等を通じた遺伝子機能の解明を推進する。また、イネゲノムシミュレーターの開発について引き続き実施するとともに、DNAマーカーによる効率的な新品種育成システムの開発を推進する。
- (イ) 家畜・昆虫について、遺伝地図の作成、活用等により有用遺伝子が存在する重要領域を特定し選択的に塩基配列を解読するとともに、遺伝子が生産するタンパク質の構造解析等により効率的に機能を解明する。さらに、機能が明らかとなった遺伝子を活用した有用物質生産技術を確立する。
- (ウ) 先端技術の成果を迅速に社会に還元していくためには、国民の理解が不可欠であることから、国民の関心の高い遺伝子組換え技術等について、安全・安心の確保のための科学的知見の更なる集積、国民の不安や懸念に応えるための適切な情報の提供等の事業を推進する。
- (エ) 活力ある長寿社会実現に向け生活習慣病予防等に資する健全な食生活を構築するため、食品機能性の解明、安全性の評価技術の開発等、食品の機能性・安全性確保に関する総合的な研究を推進する。

(2) 循環型社会の構築を目指した環境研究の展開

- (ア) 家畜排せつ物等の適正処理及びリサイクル技術、ゼロエミッションを目指した食品廃棄物等の革新的なリサイクル技術を開発する。さらに、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術を開発する。
- (イ) 地球温暖化に伴う農業、森林、漁業への影響評価と将来予測を行うとともに、農林業における温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化技術を開発する。
- (ウ) 森林から沿岸域までの水循環の機構や農林水産生態系の機能を解明し、農林水産生態系を維持・向上させる技術を開発するとともに、都市を含めた流域圏環境を総合的に管理する手法を開発する。
- (エ) 農林水産業の生産現場及び生産物における内分泌かく乱物質による汚染の動態及び作用機構の解明を行うとともに、分解・無毒化技術、移行・拡散防止技術を開発する。

(3) 農林水産技術開発におけるシステム改革の推進

- (ア) 行政ニーズに的確に対応し、地域の技術シーズの活用等による現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設する。
- (イ) 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、新技術を共同して開発しようとする民間企業が、大学、独立行政法人のポテンシャルを有効利用して研

究開発を進める仕組みを創設する。

(4) 農林水産研究基盤の充実・強化

- (ア) 産学官の連携を促進するため、遠隔地間での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボシステム、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブを整備する。
- (イ) 分子・細胞レベルで得られている生物機能の情報を活用し、産学官連携及び異分野技術の融合により、革新的な生物機能の活用技術や画期的な新機能素材の開発を行う。

6 人材育成、教育

(1) 次代の農林水産業を担う人材の確保・育成対策

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業に関する技術指導や経営定着を促進するための普及事業等を実施し、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上を図るとともに、新たに就農しようとする者に対する研修等を通じた農業技術及び経営管理手法の習得の促進、資金の融通等の施策を実施する。また、国民の農業に対する理解及び関心の醸成を図るとともに、将来の農業者の確保・育成を図る観点から、学校内外における農業体験学習の機会の充実等の施策を実施する。

ア 認定農業者等意欲と能力のある経営体の経営改善に必要な能力向上等に対する支援

- (ア) 認定農業者等の経営改善に向け、市町村に設置されている経営改善支援センターを中心として農業改良普及センター、農協、農業委員会、農地保有合理化法人の役割分担を明確化し、これらの連携強化を通じて経営の発展段階に対応した総合的な支援活動を推進する。また、その経営改善支援の総合相談窓口としての機能の強化・充実を図るため、同センターへの専任の農業経営指導者の設置を支援する。
- (イ) 認定農業者等を対象に、複式簿記の地域別講習会、実践講習会をはじめとして、簿記記帳指導推進活動を実施し、経営管理能力の向上を図る。
- (ウ) とともに、地域における経営改善支援センターと地域農業改良普及センターの連携強化等による支援体制を確立する。普及事業を通じて担い手の経営の発展段階に応じた高度できめ細かな経営・技術支援等を実施する。
- (エ) 担い手の規模拡大等に伴う労働ピークの調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに機械の有効利用を図るため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コンストラクター（農作業請負組織）の育成を推進する。

イ 基盤整備と一体的な地域農業の担い手となる経営体の育成

農地の区画の拡大、汎用化等ハード面の整備と一体的に、農地の所有・利用に係る権利を意欲と能力ある経営体に集中し、経営規模の拡大を図るとともに、大型機械化体系の導入等を進

め、生産性の高い地域農業の担い手となる経営体を育成するための土地利用調整活動を推進する。

ウ 経営の多角化等に必要の人材の育成

農業法人の経営の多角化、高度化、規模拡大等に伴い必要となる人材の確保の円滑化及び農業セクターにおける雇用吸収力の強化を図るため、雇用に関する情報提供及び就業促進のための支援策等を充実する。

また、消費者の畜産に対する理解を深めるため、生産現場を活用した作業体験等の取組を推進する。

エ 新規就農の促進

次代の農業経営を担う人材を育成・確保していくため、就農に関する情報提供や相談活動のほか、「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」という就農時の課題に対応し、新規学卒の農家子弟に加え、他産業からの転職、農外からの新規参入等多様化が進む意欲ある就農希望者について、個々の経歴等を生かした就農が実現できるようきめ細かな支援策を講じ、今後の農業経営、農村社会の担い手となる有能な人材の育成・確保を図る。

(2) 農業教育の振興

農林水産省及び文部科学省の連携の下、小中学生の農業に対する理解を深めるとともに、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、「21世紀教育新生プラン」の推進を図るなど、学校内外における農業体験学習の機会の充実を図るとともに、青年農業者の育成に関する取組を推進する。

小中学生の農業に対する理解の増進に向けた取組

- (7) 地域内及び地域間の連携による農業体験学習を推進するため、モデル市町村における農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生の農業体験学習の場の設定及び学習の取組を支援する。
- (4) 都道府県や地域農業改良普及センターにおいて、農業体験学習の指導者の登録、農業体験を行う子ども達のグループづくり、農業・農村の理解のための副読本の作成、学校教員に対する研修会の開催等を行うほか、農業体験に関する図画コンクール等の啓発活動等を行うことを支援する。
- (9) 農業体験学習の全国的展開を図るため、中央段階での推進体制を整備し幅広い層に対する普及・啓発活動を実施するとともに、学習意欲の向上と農業に対する理解の向上を図るための事例発表コンクール及びシンポジウム開催を支援する。
- (2) 小中学校が農林水産業体験学習を企画する際に必要な体験学習の受入れ者、教育環境、学習可能内容、現地指導者、教材、事前事後学習の支援内容、施設等の情報に関するデータベース及び検索プログラムを開発しWebサイトで提供する。
- (4) 意欲ある農業の担い手の育成・確保に重要な役割を果たしている農村青少年研修教育団

体において、首都圏等の都市部の小中学生等が学校内外の活動として取り組む農業体験を受け入れるために必要な施設等の整備、教員や指導者養成の研修会等を実施する。

- (4) 子ども達の体験活動等に関する情報提供を充実するため、グリーンチャンネル等において農業に関する番組を提供するほか、全国の市郡単位程度に1カ所、簡便な情報誌の配布、電話相談等を行う「子どもセンター」を設置する。
- (4) 農林水産省と文部科学省が連携して、地方公共団体が実施する、青少年が農家などで2週間程度の長期間、農業体験等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成する。
- (7) 「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」の中の「農業体験」
子どもの豊かな人間性をはぐくむため、農林水産省と文部科学省が連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもが自ら企画して行う、農業体験等を通じた継続的な体験型環境学習を推進する。
- (4) 子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子ども達が豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進する。
- (2) 全国44地域を指定し、専門高校と小・中学校との連携による農林水産業教育などの推進について実践的な調査研究を実施する。
- (4) 青少年が農業体験を通して環境の保全等について学習する機会の充実を図るための情報提供や、コーディネート等を行う支援センターの設置等の推進体制を整備する。

(3) 農業体験・自然とふれあいの場の構築

親水や生態系保全等自然環境の保全に配慮しつつ、ため池や農業用水路等を整備することにより、子供たちに、豊かな自然と触れ合うことのできる遊び場や農業・自然体験学習の場を提供する。

7 世界最先端のIT国家の実現

IT（情報通信技術）は、農林水産分野において、生産・流通・経営の効率化・高度化、地域の利便性の向上、都市と農山漁村の共生・対流、資源管理の高度化等多面的に活用できる手段であり、農林水産業の構造改革や農山漁村の新たな可能性の創造等に有用である。

このため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、IT指導人材の育成、電子商取引の推進、生産・経営に必要な農業情報の電子的提供、地理情報システム（GIS）の整備等を推進する。また、食品流通分野において、ITを活用し、ビジネスモデルの開発・実証、バーコード等による生産・製造・流通情報等の提供・活用を促進する。

さらに、行政の情報化を図るため、申請・届出等手続のオンライン化、動物検疫検査手続電算処理システムの高度化、国民との双方向の情報交流システムの整備、直轄事業における電子入札の導入に向けたシステムの整備等を推進する。